

(別紙)

施設整備に係る契約事務取扱要領

1 趣旨

社会福祉法人が補助事業として施設整備を行う場合の契約手続については、国庫補助事業に係る各交付要綱等に定められるもののほか、「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」（平成13年7月23日雇児発第488号・社援発第1275号・老発第274号）により、都道府県等が行う公共事業の扱いに準じて適切に行うことされています。

この取扱要領は、当該通知に基づき、県が行う公共事業の扱いに準じたものとするための具体的な手続きの基準を示すものです。

2 対象契約

この取扱要領は、国、県の補助事業として実施する施設建設工事に係る契約について適用します。

3 契約締結方法

一般競争入札（条件付き一般競争入札）を原則とし、例外として、合理的な理由から一般競争に付する必要がある場合及び適当でないと認められる場合には、指名競争入札にすることができます。

※ 指名競争入札によることができる合理的な理由とは、次のいずれかの場合とします。

- ① 契約の性質又は目的が一般競争入札に適さないとき
- ② 契約の性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要があると認められる程度に少数であるとき
- ③ 一般競争入札に付することが不利と認められるとき

※ ただし、設計額が特定調達適用基準額（建設工事の調達契約については、令和6（2024）年度及び令和7（2025）年度の基準額は27億2千万円）以上の契約については、一般競争入札で行う必要があります。

以下に、条件付き一般競争入札又は指名競争入札で実施する方法について説明します。

（1）一般競争入札（条件付き一般競争入札）

① 理事会の審議

まずは理事会で、整備計画の内容、補助に係る事項、予算措置等をもとに、契約締結方法を決定します。

一般競争入札（条件付き一般競争入札）とすることが決定されたら、入札に参加する者に必要な条件について審議し決定します。

※ 入札参加候補者の役員又は職員等、特別の利害関係を有する理事は議決に加わるできません。

② 参加条件の決定

具体的な参加条件については、県の入札参加資格を有する者のうち、次の表に示す栃木県建設工事請負業者選定要綱に基づく発注基準を参考にして、入札に参加でき

る者の等級（県の入札参加資格者名簿における格付け）を設定した上で、経営事項審査点数に関する条件、県の入札参加資格者名簿における格付け及び総合点数に関する条件、施工実績や配置予定技術者の資格等の技術的要件に関する条件、営業所の所在地に関する地理的条件などの中から適切な条件設定を行ってください。

なお、本店所在地等に関する地理的条件を設定する場合には、いたずらに競争性を低下させることのないよう十分配慮してください。

請 負 対 象 額		建設業者の級別
5,000万円以上		S A級
3,000万円以上	2億円未満	A級
1,000万円以上	3,000万円未満	B級
1,000万円未満		C級

－ 栃木県建設工事請負業者選定要綱（建築一式工事） －

- ※ 条件設定については、県の「条件付き一般競争入札執行要領」、「条件付き一般競争入札参加条件設定基準」等を参考にすることができます。
- ※ 設計額が特定調達適用基準額以上の契約については、営業所の所在地に関する条件は設けられません。
- ※ 経営事項審査については、建設業法第27条の23により、公共事業を直接請け負う場合に必ず受けていなければならないものですが、同審査点数については、（財）建設業情報管理センターのホームページで確認することができます。
- ※ 栃木県の入札参加資格者名簿については、栃木県建設工事請負業者選定要綱による工種ごとの格付けや総合点数も含めて、県庁本館2階「県民プラザ」で閲覧できるほか、県のホームページでも確認することができます。

③ 入札公告

ア 参加条件の決定後、必要な事項を広く一般に周知させるため入札内容の公告を行います。

公告する内容については、主に次の事項などが挙げられます。実施する入札の方法等により周知すべき事項を明記してください。

なお、入札公告の具体的記載内容については、別添「入札公告例」を参考にしてください。

〈入札公告の一般的記載事項〉

○入札対象工事の内容

○入札参加形態（単体等）

※ 県では、4億円以上の建築工事については、県内業者間の建設共同企業体（特定JV）、専門工事や技術的難度の高い5億円以上の建築工事については、大手・専門業者と県内業者の特定JV等による条件付き一般競争入札が行えることになっています。単独企業による施工が十分確保できると認められない場合の特定JVの活用については、事前に所管課と協議を行ってください。

○入札手続き

- ・ 設計図書の閲覧期日等、競争参加資格確認申請の受付等の期日等、入札書の提出及び開札の期日等、改札後の審査書類の提出など

○競争に参加できる者の条件に関する事項

○競争参加資格申請及び確認に関する事項

○現場説明会に関する事項

○入札の方法（遵守事項等）

- ・ 辞退の取扱い、法令遵守の注意、他の入札者との相談の禁止、開札前の入札価格の意図的な開示の禁止、入札書の額の記載方法、入札執行回数、提出した入札書の書換え及び撤回等の禁止など

○入札無効に関する事項

○開札後の競争参加資格の審査に関する事項（※下記⑥ーイ参照）

○落札者決定の方法

○配置予定技術者の確認

○入札保証金及び契約保証金

○契約書の作成

○最低制限価格の設定（※設ける場合のみ）

○その他

イ 公告の方法については、定款で定める方法に従ってください。

定款例では、「(法人の) 掲示場に掲示するとともに官報、新聞又は電子公告に掲載して行う」とされています。新設法人の場合で法人の掲示板ができていないときは、官報、新聞又は電子公告に掲載するとともに、設立準備事務所入口に掲示するなどして公告してください。

また、インターネットによる公開（法人のホームページに掲載）などできるだけ多様な方法により公告するよう努めてください。

ウ 公告の時期は、公告後の手続きに要する期間を考慮して定めることとなりますが、入札を実施する1ヶ月前には公告するようにしてください。

④ 入札説明書、設計図書等の閲覧・貸出・交付

入札参加希望者からの入札説明書、設計図書等の閲覧、貸出又は交付申請があった

場合は、申請に応じて閲覧させ、貸出又は交付をしなければなりません。

閲覧場所には、公民館等を借用する方法も考えられます。

⑤ 一般競争入札参加資格確認申請書の提出

入札参加希望者から、提出期限内に『一般競争入札参加資格確認申請書』（別紙①）が提出された場合は、すべて受け付けてください。

受付場所には、公民館等を借用する方法も考えられます。

なお、受付に当たっては、受付名簿等により他の申請者名が事前に分かってしまうことのないよう留意することが必要です。

⑥ 一般競争入札参加資格の有無の確認決定

ア 入札参加資格の有無について審査・確認の上、申請のあった者に対し、『一般競争入札参加資格確認通知書』（別紙②）を送付します。

なお、入札参加資格を認めない旨の通知をした者から、その理由について説明を求められた場合は、回答しなければなりません。

（注）入札前に、入札日時、場所、入札参加予定業者名等を記載した『入札参加予定業者に係る届出書』（別紙③）を県の所管課に提出してください。

イ 資格確認について、一般競争入札参加資格確認申請書の提出により確認決定を行った後、参加資格を証する書面の提出を開札後に行わせることで、開札後に正式な資格審査を行い落札者を決定することもできます。この場合は、開札の結果落札候補者となった者からのみ当該書面を提出させることとなりますので、事務の簡素化につながります。

※ 開札後の資格審査を行う場合は、その内容及び期日を③の入札公告に盛り込む必要があります。

⑦ 現場説明会

施設を建築する場所を入札参加者に熟覧させながら詳細な説明を行うことで、入札参加者が適正な入札価格を積算できるよう、理事長又は設計業者から整備全般について現場で説明する機会を設けます。（必要に応じて質問等も受け付けます。）

実施に当たっては、談合防止のため、1者ずつ時間を変えるなど、業者が一堂に会する状況を作らないよう配慮することが必要です。

なお、特に説明する事項がなく開催する必要がないと判断できる場合は、省略することもできます。

⑧ 予定価格等の設定

入札を実施するまでの間に、予定価格を設定しておかなければなりません。予定価格の決定は、入札を適正に実施するために極めて重要な行為となりますので、理事長が決定することになります。

なお、設計書金額の一部を正当な理由もなく控除するいわゆる歩切り（端数調整）は行わないでください。

予定価格が決定したときは、『予定価格表』（別紙④）に予定価格（及び最低制限価格を設定した場合は、その価格）を記載し、封筒に入れ封印して、当日まで金庫等に

保管しておきます。

また、工事請負契約の内容に適合した履行を確保するために特に必要と認められる場合には、最低制限価格を設定することができます。この場合には、県が実施する公共事業において最低制限価格を設定する際の算出方法に準じて算出した額とすることとします。

⑨ 入札の実施

ア 入札開始時間として定められた時間に入札を開始します。この時間に到着していない者は、入札に参加する意思のないものとみなします。

入札は代理人をして行わせることができますが、この場合、当該代理人は入札前に委任状を提出しなければなりません。

なお、次の事項について入札公告等で周知しておきます。

- ・ 代理人は、同一の入札について2人以上の代理をすることはできないこと
- ・ 入札者は、同一の入札について他の入札者の代理をすることはできないこと

イ 入札の執行に先立ち、入札参加者から一般競争入札参加資格確認通知書の写しを提出してもらいます。

ウ 入札に当たっての留意事項を告げ、代理人については委任状を提出させます。

エ 入札書の入札金額に誤りがないか、代理人の場合は代理人名が記名及び押印されているか確認させます。

オ 続いて、『入札書』（別紙⑤）を順次提出させます。

カ 開札は、入札の終了後直ちに入札者を立ち合わせて行い、各業者から示された入札金額を『入札書取書』（別紙⑥）に書き取ります。

キ ⑧で設定した予定価格表を密封した封書を開き、上記で書き取った金額を照合します。

予定価格の制限の範囲内で、(かつ、最低制限価格を設定した場合は、その価格以上で) 入札した者のうち、最低の価格の入札者を落札者として決定します。なお、最低制限価格を設定した場合、その価格に満たない者は、その時点で失格とします。この取扱いをすることについては、予め入札公告や入札説明書等で明記しておきます。

ク 入札執行回数は、1回とします。

ケ 入札が不調の場合、改めて入札公告の手続きから実施してください。

コ 落札者となるべき者が2人以上ある場合には、当該入札者に最初に「くじ引きの順番を決めるくじ」を引かせて、その結果により「落札者を決定するくじ」を引かせて、落札者を決定します。

サ ⑥ーイにより、開札後に資格審査を行い落札者を決定することとした場合は、開札の結果落札候補者が選定されたことを伝え、事後に、当該落札候補者から入札参加資格を証する書面を提出させ、資格審査を行い、落札者を決定することになります。この場合において、当該落札候補者に入札参加資格がないことが確認された場合は、2番目に低い価格の入札者を落札候補者として同様の手続きを行います。

なお、開札の結果落札候補者が2人以上ある場合には、それぞれから入札参加資格を証する書面を提出させ、資格審査を行い、入札参加資格があることが確認され

た者により、コの「くじ」による決定に入ります。この場合、「くじ」による決定は日を改めて行うことになりますので、代理人の場合は改めて委任状の提出が必要になります。

(注) 入札は、監事、理事（理事長を除く。）及び評議員並びに地元市町の職員の立会いのもとに実施し、入札結果（入札業者名、落札業者名、入札金額及び落札金額）については、入札が適正に執行された旨の立会者全員の署名とともに、『入札結果届出書』（別紙⑦）を速やかに県の所管課に提出してください。

⑩ 入札結果の公表

入札結果（入札業者名、落札業者名、予定価格、最低制限価格を設定した場合は、その価格、落札価格等）については、落札者の決定後速やかに閲覧の方法により公表するものとします。

⑪ 契約の締結

落札業者が決定した場合は、速やかに契約の締結をしなければなりません。

なお、建設業法により、書面により『契約書』（別紙⑧）を作成することが必要です。

契約書には、契約の目的、契約金額、工事期間、契約代金の支払方法（前払い、部分払い、完成払い）、一括下請負（いわゆる丸投げ）の禁止、下請業者名の報告義務等のほか約款事項が記載されていなければなりません。

契約書は両方で記名押印し、2通作成して、印紙税法で定める契約金額に応じた収入印紙を貼付して、社会福祉法人と請負業者の両方でそれぞれ保管します。

※ 契約約款については、民間（旧四会）連合協定工事請負契約約款を所要の補正を行い使用するなどしてください。

(注) 契約締結後、速やかに建設工事契約書の写しを県の所管課に提出してください。

(注) 工事の一部を下請業者が行う場合は、請負業者から下請業者の商号等必要事項の報告を求め、『下請業者に係る報告書』（別紙⑨）を県の所管課に提出してください。

◆建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）

同法に基づく特定建設資材を使用する新築工事等であって、次の規模のものについては、当該工事に伴って副次的に生ずる建設資材廃棄物の分別解体等の実施が義務づけられますので、契約に当たっては、主に以下の手続きに留意してください。

- ・ 建築物に係る新築又は増築の工事については、建築物（増築の工事にあつては当該工事の部分）の床面積の合計が500平方メートル以上のもの
- ・ 新築等の工事で前号に該当しないものについては、請負代金の額が1億円以上であるもの
- ・ 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等については、請負代金の額が500万円以上であるもの

【契約上の留意事項】

① 対象工事である旨の明示

入札公告等への記載により、同法の対象工事である旨を明示する。

② 同法第12条に関する手続き

落札者から「発注者が同法第10条第1項の規定に基づき都道府県知事に届けた事項（分別解体等の計画など）」について書面により説明を受ける。

③ 同法第13条に関する手続き

契約書に、分別解体の方法や解体工事に要する費用等の必要事項を記載する。

（２）指名競争入札

上記3のとおり、一般競争入札（条件付き一般競争入札）を原則とし、例外として、合理的な理由から一般競争入札に付する必要がある場合及び適当でないと認められる場合に限り、指名競争入札とすることができます。

① 理事会の審議

まずは理事会で、整備計画の内容、補助に係る事項、予算措置等をもとに、契約締結方法を決定します。

理事会で指名競争入札とすることが決定された場合は、指名業者の選定方法について審議の上決定します。

なお、指名競争入札とした理由等については、議事録に記録しておきます。

※ 入札参加候補者の役員又は職員等、特別の利害関係を有する理事は議決に加わるできません。

② 業者選定

ア 請負対象額に応じた指名業者の数は次表のとおりとします。ただし、2者を限度としてこの数を増減できるものとします。

	請 負 対 象 額	指名業者数
1	1億円以上	15
2	5,000万円以上 1億円未満	12
3	2,000万円以上 5,000万円未満	10
4	500万円以上 2,000万円未満	8
5	500万円未満	6

イ 業者の選定は、県の入札参加資格者の中から、次表のとおり、栃木県建設工事請負業者選定要綱による格付けの区分（建築一式工事）により行うものとします。

ただし、工事の執行上必要があるときは、指名業者の数の2分の1を超えない範囲で、当該等級の直近上位等級又は直近下位等級（2億円以上の工事についてはA級（特定建設業許可を有する建設業者）に限る。）に格付けされた者の中から選定することができるものとします。この場合（2億円以上の工事を除く。）において、当該等級業者がないとき、きん少なきとき、その他の理由により選定が困難と認められる場合には、指名業者の2分の1を超えることができるものとします。

請 負 対 象 額	建設業者の級別
5,000万円以上	S A級

3,000万円以上	2億円未満	A級
1,000万円以上	3,000万円未満	B級
1,000万円未満		C級

－ 栃木県建設工事請負業者選定要綱（建築一式工事） －

ウ 業者選定の具体的な方法としては、経営事項審査点数や県の入札参加資格者名簿による総合点数、施工実績、営業所の所在地等を勘案して選定してください。

※ 経営事項審査点数については、（財）建設業情報管理センターのホームページで確認することができます。

※ 栃木県の入札参加資格者名簿については、栃木県建設工事請負業者選定要綱による工種ごとの格付けや総合点数も含めて、県庁本館2階「県民プラザ」で閲覧できるほか、県のホームページでも確認することができます。

エ 理事会で業者選定を行ったら、指名業者選定書を作成してください。

（注）入札通知書発送の1週間前までに、入札日時、入札場所及び指名業者名等を記載した『入札参加予定業者に係る届出書』（別紙③）を県の所管課に提出してください。

③ 入札通知書の発送

ア ②で選定した業者に、入札の日時、場所、現場説明会等の内容を記載した『入札通知書』（別紙⑩）を送付します。

イ 予定価格により建設業法施行令（昭和34年8月29日政令237号）第6条により確保しなければならない見積期間が定められているので、入札の日時については、この見積期間を確保するよう定めてください。

- ・（第1号）工事1件の予定価格が5百万円に満たない工事 1日以上
- ・（第2号）工事1件の予定価格が5百万円以上5千万円に満たない工事 10日以上
- ・（第3号）工事1件の予定価格が5千万円以上の工事 15日以上

なお、やむを得ない事情があるときは、第2号及び第3号の期間は、5日以内に限り短縮することができます。

上記の期間の計算は、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日等及び発送日、入札日を除くものとなります。

ウ 入札通知書には、指名業者が入札金額を積算するため必要な関係設計図面及び設計書（金額部分の数字を抜いたもの）を添付しなければなりません。

なお、関係図面や設計書を送付しないで、法人事務所等で日時を定めて閲覧させるという方法もあります。

④ 現場説明会

施設を建築する場所を入札参加者に熟覧させながら詳細な説明を行うことで、入札参加者が適正な入札価格を積算できるよう、理事長又は設計業者から整備全般について現場で説明する機会を設けます。（必要に応じて質問等も受け付けます。）

実施に当たっては、談合防止のため、1者ずつ時間を変えるなど、業者が一堂に会する状況を作らないよう配慮することが必要です。

なお、特に説明する事項がなく開催する必要がないと判断できる場合は、省略することもできます。

⑤ 予定価格等の設定

入札を実施するまでの間に、予定価格を設定しておかなければなりません。予定価格の決定は、入札を適正に実施するために極めて重要な行為となりますので、理事長が決定することになります。

なお、設計書金額の一部を正当な理由もなく控除するいわゆる歩切り（端数調整）は行わないでください。

予定価格が決定したときは、『予定価格表』（別紙④）に予定価格（及び最低制限価格を設定した場合は、その価格）を記載し、封筒に入れ封印して、当日まで金庫等に保管しておきます。

また、工事請負契約の内容に適合した履行を確保するために特に必要と認められる場合には、最低制限価格を設定することができます。この場合には、県が実施する公共事業において最低制限価格を設定する際の算出方法に準じて算出した額とすることとします。

⑥ 入札の実施

ア 入札開始時間として定められた時間に入札を開始します。この時間に到着していない者は、入札に参加する意思のないものとみなします。

入札は代理人をして行わせることができますが、この場合、当該代理人は入札前に委任状を提出しなければなりません。

なお、次の事項について入札通知等で周知しておきます。

- ・代理人は、同一の入札について2人以上の代理をすることはできないこと
- ・入札者は、同一の入札について他の入札者の代理をすることはできないこと

イ 入札に当たっての留意事項を告げ、代理人については委任状を提出させます。

ウ 入札書の入札金額に誤りがないか、代理人の場合は代理人名が記名及び押印されているか確認させます。

エ 続いて、『入札書』（別紙⑤）を順次提出させます。

オ 開札は、入札の終了後直ちに入札者を立ち合わせて行い、各業者から示された入札金額を『入札書取書』（別紙⑥）に書き取ります。

カ ⑤で設定した予定価格表を密封した封書を開き、上記で書き取った金額を照合します。

予定価格の制限の範囲内で、（かつ、最低制限価格を設定した場合は、その価格以上で）入札した者のうち、最低の価格の入札者を落札者として決定します。なお、最低制限価格を設定した場合、その価格に満たない者は、その時点で失格とします。この取扱いをすることについては、予め入札通知等の際に明記しておきます。

キ 入札執行回数は、1回とします。

ク 入札が不調の場合、設計書等について違算又は誤算の有無を調査し、その内容が妥当であるときは、指名替えの手続きを行い、改めて入札を実施してください。

設計書等の内容が妥当でないときは、直ちに修正の上、当初に執行した業者を変

更することなく、改めて入札を実施してください。

ケ 落札者となるべき者が2者以上ある場合には、当該入札者に最初に「くじ引きの順番を決めるくじ」をひかせて、その結果により「落札者を決定するくじ」をひかせて、落札者を決定します。

(注) 入札は、監事、理事（理事長を除く。）及び評議員並びに地元市町の職員の立会いのもとに実施し、入札結果（入札業者名、落札業者名、入札金額及び落札金額）については、入札が適正に執行された旨の立会者全員の署名とともに、『入札結果届出書』（別紙⑦）を速やかに県の所管課に提出してください。

⑦ 入札結果の公表

入札結果（入札業者名、落札業者名、予定価格、最低制限価格を設定した場合は、その価格、落札価格等）については、落札者の決定後速やかに閲覧の方法により公表するものとします。

⑧ 契約の締結

落札業者が決定した場合は、速やかに契約の締結をしなければなりません。

なお、建設業法により、書面により『契約書』（別紙⑧）を作成することが必要です。

契約書には、契約の目的、契約金額、工事期間、契約代金の支払方法（前払い、部分払い、完成払い）、一括下請負（いわゆる丸投げ）の禁止、下請業者名の報告義務等のほか約款事項が記載されていなければなりません。

契約書は両方で記名押印し、2通作成して、印紙税法で定める契約金額に応じた収入印紙を貼付して、社会福祉法人と請負業者の両方でそれぞれ保管します。

※ 契約約款については、民間（旧四会）連合協定工事請負契約約款を所要の補正を行い使用するなどしてください。

(注) 契約締結後、速やかに建設工事契約書の写しを県の所管課に提出してください。

(注) 工事の一部を下請業者が行う場合は、請負業者から下請業者の商号等必要事項の報告を求め、『下請業者に係る報告書』（別紙⑨）を県の所管課に提出してください。

4 契約締結後の手続き

(1) 工事の着工及び工程管理

ア 契約を締結し、請負業者が工事に着工するわけですが、契約どおりの期間内で完了させることが極めて重要なことですので、工事の進行管理をするために、請負業者から『現場代理人及び主任・管理技術者等選（改）任通知書』（別紙⑩）及び工事日程を記載した『工程表』を徴取しておきます。

工程表をもとに、社会福祉法人の代表者、工事管理業務者（設計事務所）及び請負業者の現場代理人等が工程表どおりの日程で工事が進められているか否かを常に管理していることが、工期どおりに完了させる大きなポイントとなります。

イ 補助事業で施設整備を行う場合は、一括下請負（いわゆる丸投げ）は禁止されますので、請負業者から下請負人通知書及び施工体系図を徴して下請けの実態を把

握してください。

(2) 建物及び設備の検収

ア 建物が完成したならば、消防法第17条に定める消防用設備等が技術上の基準に適合していることの検査及び建築基準法第7条第4項の規定による建築物の検査を、それぞれの行政機関から受けなければなりません。

イ 上記の法令に定められた検査を受け、基準に適合していることが確認された後、請負業者から建物の引渡しを受けます。

引渡しを受ける場合は、設計業者にも立会をさせ、当初の契約に基づき設計書どおりに工事が履行されているか否かを確認し、『工事検査調書』(別紙⑫)を作成しておきます。

この場合の検査員には、理事長又は理事長が別に指名した職員が、又、立会人には、当該工事を設計監督した設計事務所職員がそれぞれ当たることが実際的かと思われれます。設計書どおりに履行されていることが確認できた場合は、『工事完了引渡書』(別紙⑬)により引渡しを受けます。

なお、引渡しに当たっては建物内の清掃や周辺の工事残材を撤去することは勿論のこと、入所者の生活に支障のない状態にさせて引渡しを受けることが必要です。

工事残材については、内容、処分先、処分業者名等の記録及び関係伝票類の審査・保管に留意する必要があります。

附 則

この取扱要領は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この取扱要領は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この取扱要領は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この取扱要領は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この取扱要領は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この取扱要領は、平成30(2018)年4月1日から適用する。

附 則

この取扱要領は、令和2(2020)年4月1日から適用する。

附 則

この取扱要領は、令和6(2024)年4月1日から適用する。

附 則

この取扱要領は、令和7(2024)年4月1日から適用する。